

## 京都市条例第76号

### 京都市新型インフルエンザ等対策本部条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に定めるもののほか、京都市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (職務)

第2条 京都市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総理する。

2 法第35条第3項に規定する副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

3 法第35条第2項に規定する本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

#### (招集)

第3条 対策本部の会議は、本部長が招集する。

#### (部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。